

平成20年度 文部科学省委託
総合的な放課後対策のための調査研究

障害のある子どもの 放課後・休日活動促進事業

報 告 書

〈協力機関〉

全国特別支援学校長会

全国特別支援学級設置学校長協会

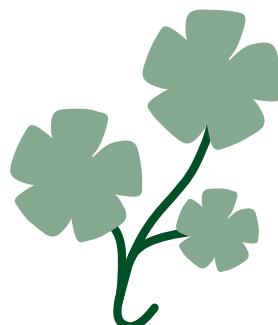
全日本手をつなぐ育成会

東京都知的障害者育成会

東京都特別支援学校長会

東京都特別支援学校 P T A 連合会

東京学芸大学
特別支援教育
研究会



平成20年度 文部科学省委託
総合的な放課後対策のための調査研究

障害のある子どもの 放課後・休日活動促進事業

報 告 書

〈協力機関〉

全国特別支援学校長会

全国特別支援学級設置学校長協会

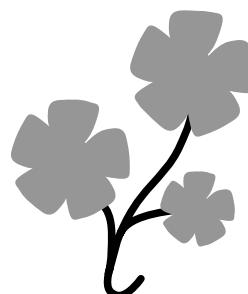
全日本手をつなぐ育成会

東京都知的障害者育成会

東京都特別支援学校長会

東京都特別支援学校 P T A 連合会

東京学芸大学
特別支援教育
研究会



目 次

あいさつ	4
はじめに	6
第1章 障害児の放課後・休日活動を促進するために	9
第2章 実施事例	13
1. 京都市における特別支援教育の推進と放課後・休日活動 —特別支援学校のセンター的機能と放課後・休日の居住地交流—	14
①京都西 ②京都東 ③呉竹 ④京都市小学校区	
2. 全国各地の様々な実施事例 —放課後子どもプランと障害児の放課後・休日活動—	24
①由布市 ②三鷹市 ③調布市 ④板橋区 ⑤日野市 ⑥三春町 ⑦吹田市 ⑧清瀬市 ⑨川俣町	
3. 全児童対策の先進事例 —大都市における従来からの取り組みの発展—	40
(1) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携	40
①世田谷区 ②横浜市	
(2) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の一体化	50
①品川区 ②川崎市	
4. 特別支援学校における放課後子ども教室	62
(1) 和歌山県 ①紀北 ②まゆう	62
(2) 福島県 ①福島聾 ②郡山 ③福島県立特別支援学校	70
(3) 大阪府 ①守口	76
5. 東京都モデル事業	78
①大塚ろう ②城北 ③調布	
6. 杉並区における「放課後児童クラブ」と「児童デイサービス」を中心とした障害児対応	88
7. 県独自事業 —学童クラブによる障害児対応—	94
(1) 埼玉県 (2) 島根県	
8. その他の取組	104
①和歌山市 ②伊達市 ③狛江市	
第3章 放課後・休日活動における障害児の成長・発達	111
第4章 まとめ	119
資料 放課後子どもプラン推進、その他	125

文章中の年度などは、特にことわりがない限り、執筆時点のものに依拠しています。

あいさつ

全国特別支援学校長会会長 岩井雄一
(東京都立青鳥特別支援学校長)

障害のある子どもの放課後や長期休業中の活動については、これまでも全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会や全国特別支援学校長会が、調査研究を実施している。学齢時においても学校生活の重要性とあわせて、放課後や長期休業中等の地域における生活を豊かに送ることの重要性が述べられている。新しく示された特別支援学校の学習指導要領案においては、個別の教育支援計画の作成が、全児童生徒に義務付けられ、長期的な目標を明らかにするとともに、広く関係機関が連携した支援のあり方について考えていくことの重要性が示されている。また、社会保障審議会障害者部会において障害者自立支援法施行後3年の見直しについての報告が出され、地域における生活の支援のあり方について様々な提言がなされている。

このような中、東京学芸大学の先生方が中心になり、障害のある子どもの放課後活動について調査研究を行い、その実態を明らかにするとともに、障害のある子どもにとって放課後や休日の豊かな過ごし方について、また、そのための施策について研究されていることに全国特別支援学校長会としても大変ありがたく、感謝している。また、本調査研究に会としても協力し、推進していきたいと考えている。現在、進められている放課後子ども教室に障害のある子どもがどのように参加していくのか、また、障害や地域状況によって、放課後子どもクラブや他の福祉制度等の活用の可能性などを調査研究し、これらについての提言をしていただくことを期待している。

平成19年4月から実施された特別支援教育制度により、小・中学校等に在籍する発達障害等のある児童生徒等に対する適切な指導や必要な支援を実施するための体制が示された。小・中学校等は、校内体制を整え、教育委員会の巡回指導や専門家チーム、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育の充実を図ると同時に、個別の教育支援計画を活用し、福祉や医療、保健等の関係機関との連携を進め、支援の充実を図ることが重要である。

本調査研究の対象である放課後子ども教室の取り組みも、文部科学省と厚生労働省、教育と福祉の連携による制度であると考える。児童生徒一人ひとりのニーズに応じた必要な支援が行われるような制度となるよう期待する。

あいさつ

全国特別支援学級設置学校長協会会長　瀧島順一
(東京都練馬区立大泉中学校長)

子どもたちが、社会や集団の一員として自らの障害と向き合い、生きていくことは容易なことではありません。障害者に対する理解は時を追い広くなっていることは確かなことです。しかし、この「理解」という言葉は、人や社会により捉え方が曖昧であり、障害のある人たちへの関わりが素通りすることも少なくありません。

今、生きることに混沌とする現代社会の中で、障害のある子どもたちが、明るく元気に生き生きと生活するには、まだまだ時がかかるような思いがいたします。

特別支援学級に在籍する児童生徒の様子にも以前とは異なる学級状況が見られるようになりました。「①障害の程度が広がり違いが大きくなった。②障害の重複化が見られる。③学習に対する「知識・理解」の高い児童生徒の入級が見られるようになった。④保護者の学校、学級に求めるものが多様になった。」このような実態から特別支援学級設置校では、個に応じた教育活動を開拓するために「個別の指導計画」の作成が重要となりました。「個別の指導計画」の作成に当たっては、保護者の皆様の理解・協力がなければ作成は困難であり、子どものより良い生活は望めません。これからも学校と家庭、そして地域社会が一体となって、子どもたちの生き方を支援していくことが大切な事だと思います。

子どもたちの障害の違いを理解し効果的な教育活動を進めるためには、まずもって教員の指導力が強く求められています。その教員の指導を活かし支える背景が家庭教育であり、保護者の理解・協力であると思います。

地域商店街・企業では、社会参加の実習場として職場体験を積極的に受け入れるなど理解・協力をいただければ幸いです。そして、職場実習では「あいさつや返事。責任をもつ。清潔にする。上司の指示に従う。失敗はすぐに報告をする。」など、人間関係や社会人としての実生活を学ぶ貴重な場であると考えております。障害のある子どもたちを育てるには、学校、家庭、地域社会の連携、協力が必要不可欠です。

全国特別支援学級設置学校長協会では、これらの現状を踏まえ、子どもたちの放課後の活動や生活をいかに支えることができるか具体的な検討を進めているところです。例えば、中学生の放課後の活動としては、部活動への参加をどのように進められるのか。生徒一人一人の興味、関心を高め安全に参加させることは、個人の良さを開花させることであり、生涯の生活設計の基盤となるものだと思っています。これからも全国特別支援学級設置学校長協会は各関係諸機関との連携を図り、子どもたち一人一人の放課後・休日活動事業の促進事業について、その役を果たしていきたいと考えています。今後ともよろしく願いを申し上げ、あいさつといたします。

はじめに

代表 渡邊健治
(東京学芸大学教授)

平成20年度文部科学省委託「障害のある子どもの放課後・休日活動促進事業」を受けて1年間取り組んできた。「放課後子どもプラン」は、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものである。全体的にみると、「放課後子ども教室」は平成19年度が856市町村、6,328ヶ所だったが、平成20年度には1,019市町村、7,821ヶ所で約1500ヶ所増加している。私たちは、障害のある子どもの放課後・休日活動の促進をはかるために、全国各地でどのような取り組みがなされているか明らかにしようとした。通常の学級に在籍している学習障害等の児童や特別支援学級に在籍している児童が「放課後子ども教室」を利用している。京都市では小学校における「放課後活動」に特別支援学校の小学部から高等部までの子どもが参加している。それほど多くはないけれどいくつかの県では、特別支援学校を利用した「放課後子ども教室」が実施されている。東京都教育委員会でも特別支援学校の児童・生徒の学校教育活動や、学校を利用した放課後や土日等の余暇活動を支援するために「外部の教育資源を活用した特別支援学校を支援するしくみづくり事業」が平成20年度にモデル事業として特別支援学校5校で実施されている。「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体化した取り組みとして、東京都品川区の「すまいるスクール」や川崎市の「わくわくプラザ」等がある。

一方、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)についてみると、平成19年度は、全国で16,685ヶ所、登録児童数は749,478人となっている。厚生労働省は平成19年度予算で放課後児童クラブを20,000ヶ所に増設することを掲げており、平成20年度では17,000ヶ所を超えており。この児童クラブは多くの自治体では「学童クラブ」「学童保育」と称しており、小学校3年生までを入所条件としている自治体が多い。放課後児童クラブは、障害児も多く利用しており、増設とともに障害児の利用数も多くなっている。一部の自治体では小学校6年生までに利用学年を延長しているところもあるが、多くは3学年以上になると、放課後児童クラブを利用していた障害児は、新たな放課後活動の場を求めなければならず、厚生労働省の日中一時支援事業などを利用することが多くなっている。

この報告書では「障害のある子どもの放課後・休日活動促進事業」について、主として特徴的な活動についてまとめているが、この事業の成果が、今後の障害のある子どもの放課後・休日活動の促進にいささかでも、寄与することができれば幸甚とするところである。

この委託事業を受けて、障害のある子どもの放課後・休日活動がさまざまに工夫されて実施されていることを知ることができた。

はじめに

実行委員長 高山嘉通
(東京都特別支援学校 P T A 連合会会長)

昨年度の事業を相続して、障害のある子どもの放課後活動に関する調査研究を進めてまいりました。関係いたしました委員の先生方、調査にご協力いただきました関係機関の皆様に心よりお礼申し上げます。

度重なる話し合いの過程で、放課後活動への期待や目的が障害種別によって大きく異なること、家庭ごとの経済や人的事情が抱える内外の課題など、個に応じた対応なくして期待される放課後対策も提供できないことをあらためて感じました。行政に頼りきりになる、福祉だけに依存しても理想をつかみ取ることは不可能です。欧米の宗教に裏付けされた共生社会を日本型にすることは容易ではありませんが、日本人に残る滅私奉公の精神は欧米のそれを凌駕するものですから、これを失うことが無いよう、次世代を担う子どもたちへの宗教や規範教育、倫理教育に重きを置くことが、ノーマライゼーションの実現に欠かせないものと感じました。

本書の報告一つ一つは、理想に近づこうとする様々な形、過程のものであると同時に、ボランティアや保護者、関係する皆様が築き上げてきた貴重な財産です。これから支援を始めようとする方、より良い支援を模索する方、壁にぶつかっている方、全ての方の参考になるものと信じております。皆様の活動がさらに素晴らしいものとなることをお祈りいたします。

第1章

障害児の放課後・休日活動を 促進するために

第1章 障害児の放課後・休日活動を促進するために

1. 事業の目的、方法

放課後子どもプランが平成19年度から実施され、全国に大きく広がっている。保護者の就労等を子どもの受け入れの条件としている放課後児童クラブと違い、放課後子ども教室は制約がほとんどない。この二つが連携する放課後子どもプランによって、各小学校区では、登録した小6までの子どもたちが、放課後・休日も安全な居場所で学習したり遊んだりして活動している。保護者の就労も多様であり、放課後児童クラブの受け入れが認められない場合でも放課後子ども教室に参加できたり、家でゲーム等をしていた子どもが放課後も仲間と遊ぶことができたりしている。子育て支援にも大いに寄与しており、画期的なことで今後さらなる拡充が期待される。

この放課後子どもプランに、障害児をどのように受け入れができているか。放課後子どもプランが実施されているところでは、小6までの健常児は誰でも登録して参加することができるけれども、障害児は取り残されているのではないか。この現状と課題について実施事例を踏まえて少しでも把握し、今後の方向を探りたい。

昨年度、全知P連でこの事業を始めるときに私達は、「放課後子ども教室」で障害児に対応することは難しいのではないかと思っていた。しかし、世田谷区、品川区、川崎市、横浜市のように、障害児に対応できているところもあり、各区市の実施について紹介した。

しかし、そこで障害児がどの程度、どのように参加できているか、その詳しい実情がもう一つ把握できていなかった。今年度は、それを把握し、各市町村における障害児の放課後・休日活動の状況がさらに浮き彫りになるよう、調査研究を深めることとした。

今年度は、東京学芸大学特別支援教育研究会が事業を担い、全国特別支援学校長会、全国特別支援学級設置学校長協会、東京都特別支援学校長会、東京都特別支援学校PTA連合会、東京都知的障害者育成会、全日本手をつなぐ育成会が協力機関となった。

文部科学省特別支援教育課、厚生労働省障害福祉課・育成環境課、東京都福祉保険局自立生活支援課、東京都教育委員会特別支援教育課・生涯学習課からも委員会にオブザーバーとして参加していただいた。

そこで、本事業では障害のある子どもが参加する放課後・休日活動の実施事例について障害種別を超えて収集・分析し、各地域の実情を踏まえて障害児への望ましい配慮や工夫のあり方を示す。昨年度全知P連「障害のある子どもの放課後活動促進に関する調査研究」により明らかになった全国各地域の放課後子どもプランの現状は、多くの場合障害児があまり参加できていないという実情であった。障害児には放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携だけでなく、福祉制度の児童デイサービス・日中一時支援事業等との連携も重要である。

また障害児の放課後・休日活動の望ましいあり方は各地域の実情によって大きく異なる。そこで、今年度は実施事例を収集・分析し、各地域の実情を踏まえた障害児への望ましい配慮や工夫のあり方を十分に検討してそれを示すことが重要であると考えた。

2. 事例の収集・分析の視点

- (1) 放課後子ども教室、放課後児童クラブ、日中一時支援事業等により、一つの地域（市町村）で、障害のある児童・生徒が、どの程度どのように放課後・休日活動へ参加しているか。その現状・問題点・課題等を子どもの視点から明らかにし、分析・検討して促進の望ましい在り方を探る。
- (2) その地域（市町村）における特別支援教育を充実する中で、個別の教育支援計画を活用し、関係者・機関が連携し、特別支援学校や小・中学校等の障害児一人一人の地域生活の現状を把握し、適切に支援することを契機に、障害児が参加する放課後・休日活動を広げていく。
- (3) 放課後・休日活動に特別支援学校と小・中学校等の障害児がどのように参加することが良いか、どのような配慮や工夫が必要か、どうしたらより豊かに地域で過ごすことができるかを探る。

3. 障害児の放課後・休日活動促進の課題

- (1) 放課後児童クラブ
 - ①保育に欠ける（親が働いている等）ことが受け入れの要件である。全国の障害児受け入れは増加しているが、その絶対数はまだニーズに対応できていない。特に、特別支援学校の子どもはあまり受け入れていない。
 - ②杉並区のように放課後児童クラブへの障害児対応に力を入れているところでは、現在も区が直営で実施し、「学童保育」以外の子どもの利用も充実させ、障害のある児童・生徒が高等部年齢まで活動する大切な場の一つになっている。
- (2) 放課後子ども教室
 - ①障害児対応の体制が十分にとれず、世田谷新BOP（全児童対策）では、特別支援学級の児童は週1～3回の利用。その他は（特別支援学校の子も）わんぱくクラブ（日中一時支援事業）等を利用しているという現状。
 - ②小学校区の放課後子ども教室への障害児の参加は全国的に極めて不十分。特別支援学校の子どもの小学校区の放課後子ども教室への参加は、ほとんどない現状。
 - ③特別支援学校における放課後子ども教室も多様な選択肢の一つである（健常児との交流や居住地での実施等の工夫はあってよい）。しかし、特別支援学校における放課後子ども教室も、拡充がまだ不十分。

4. 障害者自立支援法の制度の活用について

社会保障審議会報告書で、「子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な実施するものについては、放課後のデイサービスとして、新たな枠組みで事業を実施していくことを検討」としている。「子どもの発達に必要な訓練や指導など」について、現場と厚生労働省の連携がますます求められる。

また、放課後子どもプランに参加する障害児への支援に、福祉制度を活用することも、大切な工夫の一つである（送迎、活動支援等）。

5. 全国各地の取り組み

以上のような問題点・課題が放課後子どもプランに山積しており、これを踏えて今後の方向について検討を深めることが重要であることを承知しつつ、全国各地で障害児が参加する放課

後子どもプランの実践を一步でも二歩でも前進させようと、取り組みが進められており、本報告書ではそのことをまず紹介したい。その上で、実施事例を分析しつつ、今後の方向を探りたい。

以下にまず、全国各地の実施事例を概括する。

(1) 京都市における特別支援教育の推進と放課後・休日活動

—特別支援学校のセンター的機能と放課後・休日の居住地交流—

京都市では、小中学校の特別支援教育を、市教委ではなく特別支援学校（総合支援学校）が各地区ごとに、極めてていねいに支援しており、このことが特別支援学校との関係を深め、小学校において放課後活動を特別支援学校の障害児が現在も毎週続けていることにつながる一つの理由になっている。

京都市では、小学校区の放課後子ども教室を実施したばかりで、現在特別支援学校の子どもの参加はないが、今後、放課後子ども教室における障害児の参加が大きく進展する可能性がある。

(2) 全国各地の様々な実施事例—放課後子どもプランと障害児の放課後・休日活動—

全国の各小学校区でも、放課後子どもプランの活動を充実させ、放課後児童クラブによる障害児の受け入れを生かしつつ、特別支援学級等の障害児も受け入れて活動している。

- ①由布市
- ②日野市
- ③三鷹市
- ④調布市
- ⑤板橋区
- ⑥三春町
- ⑦吹田市
- ⑧清瀬市
- ⑨川俣町

(3) 全児童対策の先進事例—大都市における従来からの取り組みの発展—

大都市では、さらに放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体化させているところと（品川区、川崎市等）あくまでも連携による実施のところ（世田谷区、横浜市等）がある。

- ①世田谷区—福祉部と教育委員会の共同所管による「教室」と「クラブ」の連携—
- ②横浜市—福祉主導による「教室」と「クラブ」の連携—
- ③品川区—教育委員会主導による「教室」と「クラブ」の一体化—
- ④川崎市—福祉主導による「教室」と「クラブ」の一体化—

(4) 特別支援学校における放課後子ども教室

特別支援学校における放課後子ども教室を実施している都道府県はまだ少ないが、これも一つの選択肢として大いに拡充したい。

- ①和歌山県（紀北、はまゆう）
- ②福島県（福島町、郡山）
- ③大阪府（守口）

(5) 東京都モデル事業

東京都のようにモデル事業を展開して拡充を図っているところもある。

- ①大塚ろう
- ②城北
- ③調布

(6) 杉並区における「放課後児童クラブ」と「児童デイサービス」を中心とした障害児対応

杉並区のように「放課後子ども教室」ではなく放課後児童クラブと児童デイサービスを中心に障害児の受け入れを拡充して全国指折りの障害児対応をしている。

- ①学童クラブ
- ②フォスター
- ③ぼぶけ

(7) 県独自事業—学童クラブによる障害児対応—

- ①埼玉県
- ②島根県

(8) その他の取組

和歌山県のように放課後子ども教室を全特別支援学校で実施した上で、「おもちゃばこ」のような活動にも放課後子ども教室を広げている実施例も注目したい。

- ①和歌山市
- ②伊達市
- ③柏江市

第2章 実施事例

- 1 京都市における特別支援教育の推進と放課後・休日活動
—— 特別支援学校のセンター的機能と放課後・休日の居住地交流 ——
①京都西 ②京都東 ③呉竹 ④京都市小学校区
- 2 全国各地の様々な実施事例
—— 放課後子どもプランと障害児の放課後・休日活動 ——
①由布市 ②三鷹市 ③調布市 ④板橋区 ⑤日野市 ⑥三春町 ⑦吹田市
⑧清瀬市 ⑨川俣町
- 3 全児童対策の先進事例
—— 大都市における従来からの取り組みの発展 ——
(1) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携
①世田谷区 ②横浜市
(2) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の一体化
①品川区 ②川崎市
- 4 特別支援学校における放課後子ども教室
(1) 和歌山県 ①紀北 ②はまゆう
(2) 福島県 ①福島駅 ②郡山 ③福島県立特別支援学校
(3) 大阪府 ①守口
- 5 東京都モデル事業
①大塚ろう ②城北 ③調布
- 6 杉並区における「放課後児童クラブ」と「児童デイサービス」を中心とした障害児対応
- 7 県独自事業 —— 学童クラブによる障害児対応 ——
(1) 埼玉県 (2) 島根県
- 8 その他の取組
①和歌山市 ②伊達市 ③柏江市

1. 京都市における特別支援教育の推進と放課後・休日活動 一特別支援学校のセンター的機能と放課後・休日の居住地交流一

京都府 京都市

①京都市立西総合支援学校「わくわくクラブ」

京都市立西総合支援学校はコミュニティ・スクール事業を推進し、地域に開かれた信頼された学校づくりを目指している。コミュニティ・スクールのプロジェクトの一つとして、ボランティア養成講座を開き、地域の理解者と支援者をつくっている。そして、小中学校等の施設を活用した放課後ケア等の地域生活支援を始めている。また学校は、センター機能を通して、地域の小・中学校と双方向の支援関係をつくっている。プロジェクトと学校のセンター的機能を進め、障害の有無に関わらず子どもたちの居住地に近い小学校で放課後活動を行っている。

1. 「放課後ほっこりプロジェクト わくわくクラブ」（以下「わくわくクラブ」）

1) 「わくわくクラブ」は、京都市立西総合支援学校の参加希望する児童生徒が、それぞれの居住地により近い京都市立川岡小学校、京都市立山ノ内小学校で放課後の地域活動をする「学び」「育み」の場である。

「わくわくクラブ」は障害のある児童生徒が居住地域で放課後を安全に、安心して活動できる場を確保し、保護者や地域の方々、ボランティアの支援のもと、レクリエーション等を企画・実施し、地域での交流を深めることをめざしている。

2) 「わくわくクラブ」の実施の経過

京都市立西総合支援学校が学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、市民ぐるみ・地域ぐるみの学校づくり～ふれあい・支え合い「新たな地域の創造」と「双方向の援助」～をテーマに、①第三者評価（学校評価）プロジェクト②地域の教育力（ボランティア養成）プロジェクト③地域とともに（地域活動推進）プロジェクトを策定した。

地域活動企画推進委員は、地域生活支援に関するモデル・プログラムを推進し、小中学校等の施設を活用した放課後ケア等の実施と、ボランティア等の支援者と連携した地域活動を推進する。

放課後地域活動グループ「わくわくクラブ」は、地域活動推進プロジェクトの企画・運営によって始まった。

H18年9月 川岡小学校 月一回木曜日開始。

H19年6月 川岡小学校 毎週一回（月4回木曜日）実施。

H20年2月 山ノ内小学校 （計3回火曜日）試行実施。

H20年5月 山ノ内小学校毎週一回（火曜日）下校時から17時30分実施。

川岡小学校 毎週一回（木曜日）下校時から17時実施

3) 「わくわくクラブ」の参加者

京都市立西総合支援学校児童・生徒、小学校児童

4) 「わくわくクラブ」の活動

- ①ダンス ②課題活動 ③自由あそび ④ダンス ⑤終わりの会

課題活動：書道、水彩あそび、工作、バルーンなど

自由あそび：ペットボトルボウリング、グラウンドであそぶなど

西総合支援学校支援部教員からの助言で一定の流れ（①～⑤）を決めて活動を進めている。

西総合支援学校の保護者が企画・運営をすすめ、一ヶ月前に出席をとり、活動内容を決めている。

5) 主な運営スタッフ

- (1) 企画・運営 保護者

- (2) その他

①ボランティア養成講座修了者

「地域の教育力（ボランティア養成）プロジェクト」開催のボランティア養成講座受講修了者。

②地域の女性会

③地域の見守り隊

④京都市立西総合支援学校支援部教員

⑤保護者

（保護者同伴で活動に参加する。原則として、保護者は我が子ではないお子さんを担当する。）

6) 費用

入会時500円 教材費・おやつ代（川岡小学校150円、山ノ内小学校100円／1ヶ月）

2. コミュニティ・スクール

京都市立西総合支援学校は、平成17・18・20年度に、文部科学省の「コミュニティ・スクール推進事業」の指定を受けている。学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、保護者や、地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校運営に参画することを通して、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める新しいしくみである。

京都市立西総合支援学校コミュニティ・スクールと支援地域の学校は、双方向のサポート関係である。その関係において、障害のある子どもの地域生活支援ネットワーク（学校・関係機関の連携）では、障害のある子どもへの地域ぐるみの教育機能の発揮として、特別支援学校での教育活動と居住地域での教育活動の連携した実践を目指している。また学校から、居住地域での生活、放課後や休日の生活へ学びの拡がりと繋がりを目指している。

3. ボランティア養成プロジェクト

地域社会に潜在しているマンパワーの掘り起こしを目指し、ボランティア養成講座を開催して、京都市立西総合支援学校をはじめとした幼・小・中へのサポート、地域の教育力向上を推進している。具体的な活動としては、「ボランティア講座」の地域と協働しての開催。市民や学生を対象とするボランティア養成。そして、ボランティアの方々を地域活動等のボランティア活動へコーディネートしている。

4. 育（はぐくみ）支援センター

京都市立の各総合支援学校は地域の幼・小・中学校等への相談・支援を行う「育（はぐくみ）

支援センター」を設置している。西総合支援学校も「育（はぐくみ）支援センター」を設置しており、その主な業務内容は、①教育相談②研修研究支援③情報発信 ネットワークづくり④その他（福祉機器や施設・設備の活用等）である。

5. 障害児タイムケア事業による放課後・休日活動

京都市では平成19年度から総合支援学校に通学する中学生及び高校生で、日中留守家庭の見守り等を必要とする方にはタイムケアの事業を行っている。この事業は、放課後及び長期休業中における余暇活動の場や交流を広げる機会を提供し、生徒とその家族の地域生活を支援する。コーディネーターが日常的な利用調整や支援の企画・立案を行う。地域住民、関係団体、及び、ボランティア等のコーディネートを行い、支援員がコーディネーターの企画・立案に沿って利用者の支援を行っている。送迎もある。半日、一日単位で負担金あり（生活保護世帯は無料）。

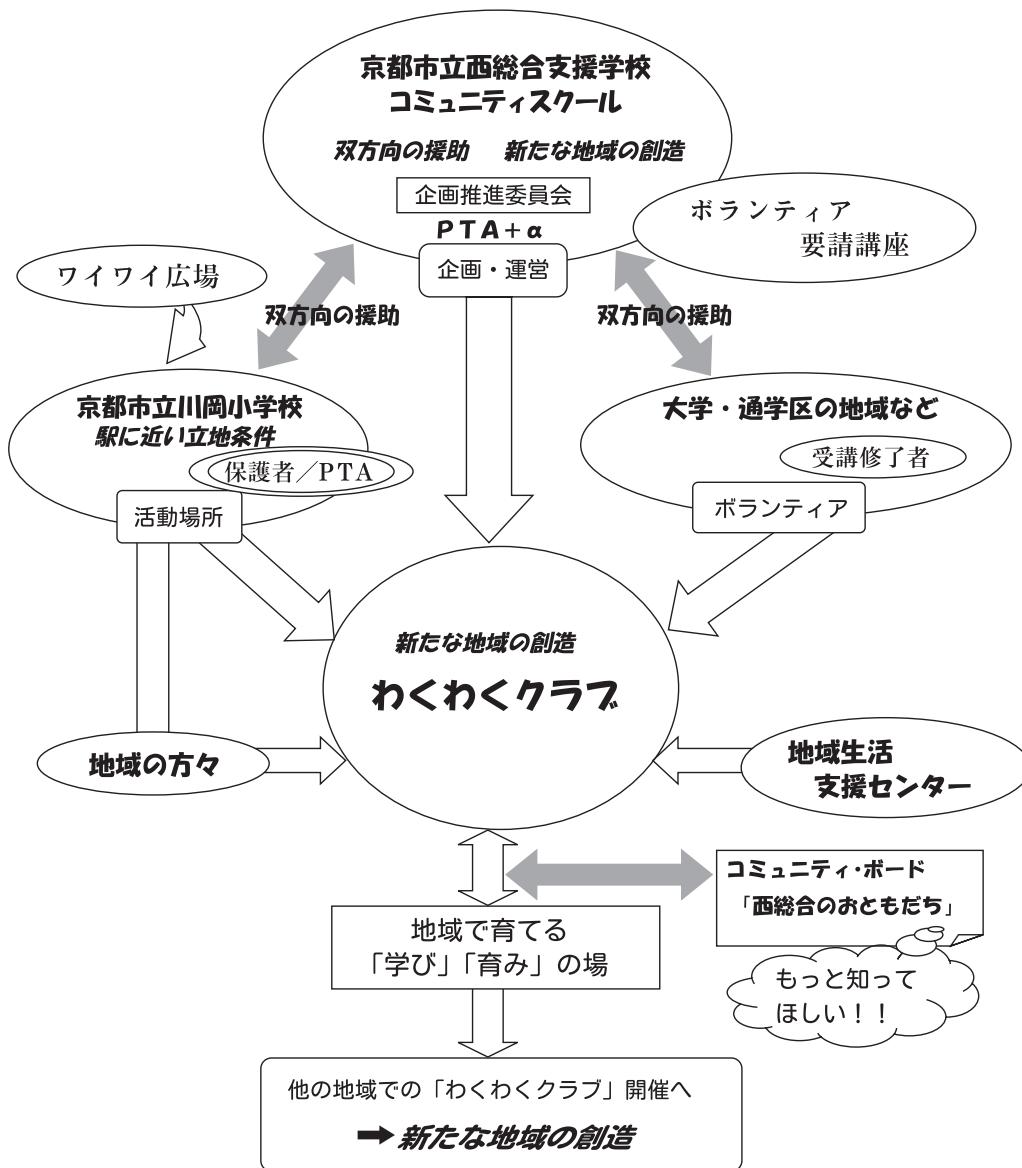
実施日時について、月曜日から金曜日は放課後から午後6時。土曜日及び長期休業中は午前9時から午後6時まで。

障害児タイムケア事業では、障害のある中高生等が放課後に活動する場を確保するとともに保護者の就労支援とレスパイトを目的とし、小学校の空き教室等を活用して身近な地域での活動を推進している。

6. 考 察

- 京都市立西総合支援学校のコミュニティ・スクールの①第三者評価②地域の教育力（ボランティア養成）③地域とともに（地域活動推進）のプロジェクトが誕生した結果、「わくわくクラブ」を中心とした組織づくりが整い、地域の方々との連携が図られている。地域の中で活動が支えられる組織ができたことが「わくわくクラブ」の継続につながっている。
- 京都市立西総合支援学校支援部教員が西総合支援学校、京都市立川岡小学校、山ノ内小学校の教育相談に応じ、かつ「わくわくクラブ」にも参加している。両校に行き来している教員がいることで、学校間のコミュニケーション、スタッフ同士のコミュニケーションも円滑になり、活動を支えるスタッフになると思われる。
- 京都市立西総合支援学校の保護者が、地域の人向けにコミュニティ・ボードを作成したり、活動の企画・運営の他にも教材等も準備したりしている。保護者のコメントに、「地域に子どもたちの願いを発信することの意義を実感している」とあった。運営している保護者が活動に主体性や意義を感じ、彼らの積極的な姿勢や行動力も地域の方々との連携を育んでいる。
- ボランティアの方のコメントに「障害のある子どもたちと関わり、ボランティア活動する中で、色々な発見や体験を得ることができた」とあった。参加する方にとっても有意義な活動になっていることが、地域の中で根付く理由の一つと思われる。
- 京都市立西総合支援学校は、障害のある子どもが社会参加し、自立することを目指して、「個別の包括支援プラン」に基づく、小中高一貫教育を行っている。「個別の包括支援プラン」は、学校生活のみならず、障害のある児童生徒の放課後や休日の地域での生活までを考えた支援計画である。その作成には、保護者のニーズの調査とプランへの参画があり、その実現には学校内だけにとどまらず、コミュニティ・スクールのプロジェクトとして、地域社会に参加ができる施設・設備の準備も行っている。また、ボランティア養成講座等を準備し地域参加を支援する人との連携も進めている。さらに、「育（はぐくみ）支援センター」を中心

とした、関係機関・校区の学校等との双方向の支援関係づくりを進め、障害のある子どもが地域でより豊かに生活ができる環境が整うことを目指している。



②京都市立東総合支援学校における放課後・休日活動

1. タイムケア事業（中高生対象）の包括的実施

京都市では市内4つの通学区に、地域制・総合制の総合支援学校4校（東・北・西・呉竹の各校）を設置しており、この4つの地域ごとに平成19年度から「タイムケア事業」がスタートしている。京都市の「地域生活支援事業」に位置づけ実施されており、平日の放課後と土曜・長期休み中に保護者が就労している中高生を対象にして、ワゴン車による学校（下校時）や自宅までの送迎サービスとともに実施されている。実施場所として地域の市立小学校の教室を活用しており、実施事業者（社会福祉法人またはNPO法人）の支援員が関係機関やボランティアなどのコーディネートを行うなど、地域に根ざした特色ある事業として展開されている。

平成20年度、本校では約15名の中高生の家庭が、この「タイムケア事業」の利用契約をしている。一人当たりの利用回数は、連日利用というよりは週2～3回利用のケースが平均的で、下校時の迎えのワゴン車には毎日5～6名が乗車している。本校から車で約10分程にある小学校教室はタイムケア専用であり、エアコンや手洗い場、ソファーなどが整備されている。利用生徒は支援員のサポートのもと、ゆっくりとくつろいでいる、ということが多い。午後6時頃にはワゴン車で、自宅近くまで安心して送ってもらうことができる。下車する場所は日常のスクールバス停を原則とするので、生徒にとっては見通しの持ちやすい設定となっている。

「京都市障害のある中高生のタイムケア事業」

対 象	総合支援学校の中高生 (原則として保護者が就労している家庭)
実施日	授業日の放課後（6時まで） 土曜日終日（9時から6時） 長期休業中（月から金の終日）
利用料	放課後（半日）800円 終 日 1500円 (生活保護家庭は無料 非課税家庭は半額)
<別途、土曜・学休期の終日利用時は送迎介助経費400円 毎日のおやつ代実費負担>	



下校時のタイムケア送迎風景

「タイムケア事業」のスタートに当たっては、京都市（障害保健福祉課）によって総合支援学校の保護者向けアンケートが実施された（平成18年度）。放課後・休日の過ごし方をめぐるこのニーズ調査に基づき、「タイムケア事業」の内容が検討立案されている。地域の小学校教室を活用しているのも、生徒が居住する地域における活動拠点となることを踏まえてのことであった。このように京都市が進める「タイムケア事業」は、企画段階より教育と福祉が連携した包括的な内容となることをめざしており、実際の運用でも、タイムケア支援員の学校への直接の出迎えによる担任等とのきめ細かな関係づくり、生徒の生活支援に関するコーディネート

の実施など、学校教育とのスムーズな連携を重視している。支援員や学校・関係機関を含めたケース検討等の実施を前提に、利用契約に際しては保護者との「個人情報使用同意書」が実施事業者と結ばれることになっている。

2. 放課後学童クラブ（小学生対象）への障害のある児童の参加

京都市では、おおむね各小学校区ごとに児童館等での「学童クラブ事業」が放課後・学休日に実施されている。参加対象は就労保護者家庭の小1～3年生の児童であるが、障害のある児童については小4年までが参加可能になっている。障害のある児童の「学童クラブ事業」への受け入れについては、ノーマライゼーション推進の観点から「統合育成プログラム」が各児童館で推進されており、児童の日常生活や遊びの援助等を行うため個別の障害の程度に応じた介助者派遣事業が市全体で実施されている。本校では毎日の放課後、数名の小学部児童が居住地での学童クラブに参加している。スクールバスで下校した児童は、バス停に迎えに来た介助員と一緒に児童館に向かうのが基本パターンである。学童クラブでの受け入れに当たっては交流や自立支援の観点からプログラムの工夫がなされている。

課題点としては、参加できるクラブや定員に余裕がないということである。各クラブへの参加希望者の全体数がそもそも多く、定員が一杯に近いという運営のなか、障害のある児童の受け入れの難しさことがある。また、障害のある児童の受け入れが4年までとなっており、タイムケアも中1からなので、小5・6年が、ちょうど制度の欠ける「谷間」になってしまっている。このことへの対応として、京都市では平成19年度より「障害のある児童のサマーステイ事業」を実施している。夏休み期間限定ではあるが、小5・6年生を参加対象とするもので、全市で数カ所の児童館においてモデル的に実施されている。

3. 移動介護（ガイドヘルパー）等の活用

現在、本校の小学部から高等部までの多くの児童生徒が移動介護を活用して、放課後・休日の余暇活動等を送っている。放課後の余暇活動では、ヘルパーがスクールバス停で児童生徒を出迎え、そこから余暇活動に行くというパターンが多い。移動介護に際してのサポートのあり方について、情報が欲しい、という声が特に初めて関わるヘルパーから寄せられることが多い。ケースごとに必要があれば、保護者を通して支援の手立てやあり方について伝えることがある。また、障害児施設のショートステイ利用者も多く、平日の放課後利用時にはスクールバスで施設まで送迎を行っている。

4. 生活の拡がりと繋がり

京都市の総合支援学校では、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の機能をもった『個別の包括支援プラン』に基づき、児童生徒への支援指導を進めている。「生活地図」を全ての子どもについて作成しており、放課後や休日の日常生活、余暇活動について、学校での教育活動と密接につながるものと位置づけている。学校で学んだことを家庭はもとより、余暇活動や地域での暮らしのかなに活かしていく、子どもの生活の拡がりと繋がりという観点で教育活動を進めるということである。必要なケースについては、『個別の包括支援プラン』に基づくケース検討を実施している。本校では、「障害者地域生活支援センター」や福祉事務所に設置される「子ども支援センター」などと協働しながら、子どもの地域生活についてのサポートを推進するための機関連携を行っている。子どもの地域生活に関する課題や自立支援、また保護

者・家庭への子育て支援について、学校と各関係機関がチームとしてのサポートを実践するために、保護者の了解のもと、「タイムケア事業」「学童クラブ事業」や「居宅支援事業所」なども参画するケースカンファレンスを持つことが少なくない。

放課後や休日には、本校の児童生徒は居住地での生活を送っている。生活の拡がり、繋がりを大切にするという観点から、本校では居住地校との交流及び共同学習を積極的に実施している。小学部では約半数の児童が、中学部でも各学年ごとに数名の生徒が居住地校での学習に参加している。行事等を中心に、一人が年間あたり数回程度参加して交流を深めている。



③京都市立吳竹総合支援学校 「余暇プロジェクト」

1. 余暇プロジェクトが目指すもの

子どもたちがより豊かな地域生活を送れるように、児童生徒の地域における余暇活動がより充実するよう支援する。

2. 実施サークル・登録人数と活動内容例（平成19年度）

- ①ハイキングサークル；山登り、川遊び、みかん狩り、他
- ②ランニングサークル；各種大会への参加に向けて
- ③写真サークル；撮影会、写真展、他
- ④和太鼓サークル；呉竹フェスタの参加へ向けて
- ⑤リラックスサークル；ミュージックケア、調理実習、F B M、コンサート、ボディートーク、他

各サークルでは、様々な発表の場に参加し、活躍した。

写真サークル「全国特別支援学校文化祭」出品（優秀賞2作品）

「フォトグループPHG第6回写真展」に9作品出展

和太鼓サークル呉竹フェスタ秋・冬で演奏

ランニングサークル「第30回京都ロードレース大会」に3名参加

また、呉竹総合支援学校では「コミュニティー・スクール推進事業」の指定研究として、余暇活動の推進を学校運営協議会「地域とともに部会」として取組を進めた。

3. 対象となる児童生徒

- (1) 本校中・高等部生徒、卒業生
(リラックスできる環境は小学部も含む)
- (2) 活動に目的意識をもって参加
- (3) 活動の会場や集合場所まで保護者の責任で集合
(自主通学の生徒は、本人のみで参加)

4. サークル活動の課題

- (1) サークルの運営主体を学校から地域へ
- (2) ボランティアの確保
- (3) 活動プログラムの企画立案
- (4) 参加者への連絡
- (5) 活動に必要な予算確保
- (6) ボランティア保険のかけ方
- (7) 課題解決に向けた話し合い

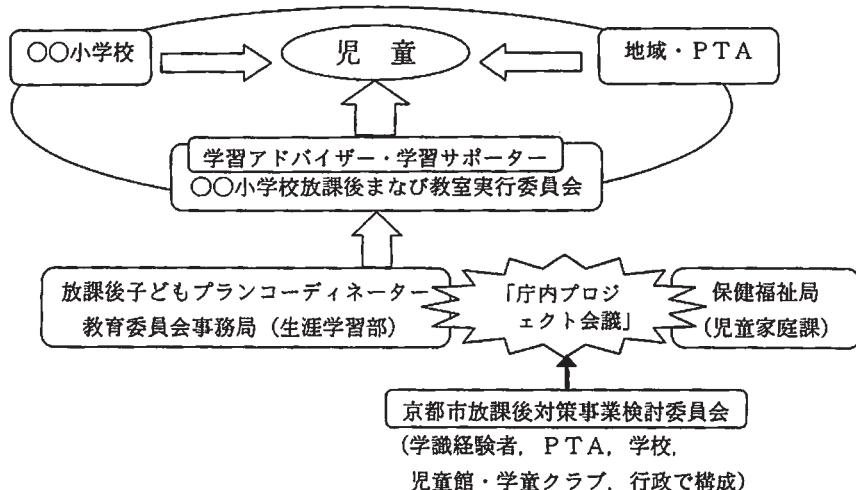
④京都市「放課後まなび教室」 ——京都市小学校区の放課後子ども教室——

1. 趣旨

放課後の子どもたちに「自主的な学びの場」と「安心安全な居場所」充実させるため、「放課後まなび教室」は、①学校施設を活用し、②保護者、地域の方々、学校運営協議会、学生等の「安心安全な居場所」を確保する。

京都市立小学校115校のうち、平成19年度（初年度）は50小学校区で実施し、平成19年度は115校で実施した。

京都市「放課後まなび教室」イメージ図



2. 取組内容

- (1) 日 時；原則として週5日、状況により週3～4日でも可
授業のある日；授業終了時から午後6時まで
長期休業中；午後2時から午後6時まで（午前も可）
閉所日は、土曜、日曜、祝日、学校閉鎖日、年末年始
- (2) 活動場所；図書室、余裕教室、特別教室等
- (3) 活動内容；余裕教室や図書室等での読書・自主学習等（宿題や予習・復習等）
特別教室での文化的な行事（長期休業中の単発事業等）
- (4) 運 営；各学区単位で、地域団体、PTA等が参加する「実行委員会」に委託し、元教員、地域住民、学生等の参画を得て運営
- (5) 要 員；コーディネーター（11名、退職校長）；事業の調整
学習アドバイザー（各1名、元教員、地域等）；学習活動の支援、安全管理
学習サポーター（各2～数名、地域、PTA、学生等）；アドバイザーの補佐

3. 障害児の参加

原則として当該小学校に在学する児童を対象としており、総合支援学校の児童は参加していないのが現状。しかし、京都西、東、呉竹総合支援学校の取組から、今後総合支援学校の児童の参加推進の可能性は大きい。総合支援学校の「育支援センター」による充実した小・中支援でお互いに関係を深めるとともに、様々な交流活動がすでに実施されている。



2. 全国各地の様々な実施事例 — 放課後子どもプランと障害児の放課後・休日活動 —

大分県 由布市

①由布市はさま地域放課後子どもプラン『学楽多塾』 NPO「はさま未来クラブ」

1. 「学楽多塾」

学校や児童クラブと協力してNPO団体と由布市が協働事業で行っている。楽しく学ぶことを願い「学楽多塾」と名付けられた「放課後子ども教室」である。目的は楽しく、安全に過ごせる場所づくりと、子どもと保護者が健康で、思いやりや良識を育むこと。

(1) 対象等

対象は由布市挾間町内の主に小学生（平成20年度）。入塾料は500円（保険料込み）。教室登録料300円、材料費は教室により毎回300円から500円程度の必要な教室がある。

(2) 教室の種類

① 開塾式といちご刈り 於未来館

② 毎月の教室 下記教室 月1回土曜日 9：50～12：00調理のみ 9：30～12：30 於未来館

①クッキング ②お茶入門 ③まんが教室 ④音楽であそぼ ⑤押し花教室

まんが教室：特別支援学級児童（自閉症）一人

③ 学楽多ルーム 毎週火曜日午後2：00～4：30 長期休業中毎日 於未来館児童室
登録料無料 はさま小学校特別支援学級生徒も参加。

④ 特別教室 ふるさと探検等

⑤ 放課後チャレンジ 毎週水曜日 午後2：00～4：00 於下記学校 巡回で開催
登録料 無料 参加費100円程度。場所、人員構成等は、下記の通り。

①朴木小学校

第1・3水曜日 登録7人、スタッフ4人 難聴児童1人（県立聾学校週2回通学）

②由布川小学校

第2・4水曜日 登録121人、スタッフ10人 心のケアが必要と思われる児童1人

③谷小学校

第1・3水曜日 登録32人、スタッフ5人、特別支援学級在籍児童二人（普通級通級）
児童クラブの子ども参加の時は児童クラブ指導員が1名参加

④石城小学校

第2・4水曜日 登録17人、スタッフ2人 難聴児童（過去実績）

児童クラブの子ども参加の時は児童クラブ指導員が1名参加

活動内容 昔のあそび、お菓子作り、工作、レクリエーション等 学校の季節行事に合わせ、学校にも放課後チャレンジで取り上げて欲しい内容をあげてもらい、計画をたてている。

町内小学校6校の内、4校の児童は挾間公民館まで距離が遠く通えない、通学している学校であれば通えるという話が学校からあり、平成17年度から学校でも行われた。

教員の参加は自由参加である。学校行事の関係で参加の増減があるので、日時の調整を学校と打ち合わせ、それを加味して計画している。送迎は、安全面から通常、学校へ保護者と通学していることに準じている。一人下校にならないようにスタッフが送ることもある。

(3) スタッフ構成

- ① 市公民館職員1名、由布市挾間地域コーディネーター1名
- ② 委託先NPO「はさま未来クラブ」

塾長、コーディネーター（1人）、講師（外部）、安全管理委員（未来クラブ運営委員）

全ての教室に一人以上の安全管理委員、特別支援が必要な児童にも対応。特別支援が必要な児童については、安全管理委員の他に必要に応じて看護師等を有償ボランティア増減し、対応。

(4) 市のコーディネーターの主な仕事内容（予算・計画立案・各関係機関との調整）

年間計画、予算作成、学楽多塾全体のチラシ作成と各学校への配布、講師・安全管理員の依頼、市・公民館・学校・児童クラブとの調整、会場、人員等の調整、会議、講習会計画

(5) 未来クラブのコーディネーターの仕事内容

学楽多ルーム便り作成と配布、学楽多ルーム計画、学楽多塾の各教室の先生のサポート、調整（子ども、学校）学楽多塾の登録事務、教室準備

はさま地域放課後子どもプラン



NPO「はさま未来クラブ」

(6) 障害のある子どもたちや配慮の必要な子どもたちへの対応

- 市側のコーディネーターが関係機関との協力依頼や研修等の提案をする。
- 未来クラブのコーディネーターは講師や安全管理員へ子どもの様子を伝え、対応を統一する。
- コーディネーターが個に応じて、教育相談に連絡し、該当児童の学校での様子や専門性から考えられる指導方法を聞き、未来クラブコーディネーターやスタッフ、講師と打ち合わせて、放課後チャレンジ等の活動で指導方法を生かす。その際に障害のある児童については、個の対応ができるように講師やボランティアを増やしている。
- 未来クラブ所有の人材バンクと大分県ボランティア登録の方をお願いしている。

2. 考察

「子どもの障害の有無に関わらず、学校で受け入れているのであれば、放課後子どもプランでも同様に考える。」という考えが由布市の行政、学校、地域の関係者、学楽多塾等に共有されている。必要に応じて関係・専門機関と連携して特別な支援が必要な児童の対応方法等にあたることができる。各チャレンジは学校設置となり、教員や保護者との連携が図りやすく、関係者が実態把握の共有ができ、常に適切な対応を考えられる環境である。これらのことが「学楽多塾」の発展に結びついている。

②三鷹市「地域子どもクラブ」

1. 地域子どもクラブ

(1) 全公立小学校に安全・安心な子どもの居場所を

三鷹市では平成17年より、放課後子どもプラン実施に先駆けて、15の全公立小学校で放課後や土・日曜日に子どもたちが活動できる居場所づくりに取り組んだ。

現在も、放課後子どもプランとして「地域子どもクラブ」事業を市内の全公立小学校を拠点に実施している。

(2) 各小学校の実施委員会で楽しい企画

各小学校では学校の支援のもとに、保護者や地域の皆さんによる地域子どもクラブ実行委員会が組織され、放課後や土・日曜日に、それぞれの特徴をいかした楽しいプログラムを各小学校ごとに実施している。各小学校とも地域子どもクラブに子どもたちが親しみやすい名称をつけて活動している。

(3) 学童保育（放課後児童クラブ）と連携して地域子どもプランを実施

——三鷹市教育委員会が学童保育（放課後児童クラブ）も管轄して——

三鷹市では、学童保育（放課後児童クラブ）も教育委員会生涯学習課が管轄し、学童保育（放課後児童クラブ）と連携して地域子どもプランを実施している。

(4) 障害児の受け入れの促進

学童保育所は小学校の傍に各1～2カ所（合計23カ所）あり、これと連携して三鷹市「地域子どもクラブ」を実施しているが、障害児は各2名の受け入れ枠（オーバーして4名の所も）で対応している。平成18年までは、14カ所の拠点で実施していたが、平成19年度から全学童で実施しており、受け入れの余裕もある現状だ。

現在、特別支援学級の子どもや通常の学級の発達障害の子どものほかに、特別支援学校の子どもも3名受け入れている。1名はスクールバス停留所近くの小学校の学童保育所へ一人で通っている。

(5) 「三鷹なかよし教室」における障害児の放課後・休日活動

東京都通所訓練事業による障害児の放課後・休日活動で、三鷹市のほとんどの障害児に対応している。学童保育のように保護者の就労等を条件にしておらず、小学生を対象にするだけでなく中学・高校の年齢の障害児も対象にしている。そして、楽しく放課後・休日を過ごす中で、学校でも家庭でもない集団の活動により、社会性・自立性の伸張等、豊かな成長・発達を図っている。このことについて以下に記述する。

2. 心身障害者(児)通所訓練等事業「三鷹なかよし教室」

(1) 活動の実施状況

①活動内容

- ①心身に障害がある子どもたちが、地域で仲間と共に、豊かな放課後を過ごしながら、社会性を身につけることを目指して活動しています。
- ②学校でも家庭でもない集団での活動の中で、楽しく様々な経験をすること、活動への参加を促すことによって協調性を養うことを目指して活動しています。

②活動状況

- ①35名在籍（12月現在）（一日平均16名程度通所）
- ②平日 週5日開所（月・火・水・金・土）
- ③夏休み等は、週6日開所（月・火・水・木・金・土）

③送迎

- ①各学校下校時からなかよし教室への送迎のみ行っています。帰宅時の送りは行っていません。
- ②普通車（7人乗り・リフト付き）・大型車（15人乗り）の二台で送迎しています。
- ③運転手および添乗員人件費、車両維持費は三鷹市の補助金（送迎援助費）を財源にしています。

④保護者の参画

- ①二ヶ月に一度、保護者会があります。
- ②その他に、係分担があります。なかよし会では、委員会と称しています。各保護者は必ず一つ、どこかの委員会に属していただいている。保護者の協力無しに運営ができないことが理由です。また、なかよし教室は上記のような趣旨から、保育や預かりではないので、就労保障は前提にないこともあらかじめご説明してご理解をいただいてから入所していただいている。

(2) 活動についての考察

①制度

- ①障害者施策推進区市町村包括補助事業 通所訓練事業

②問題点

- ①新規のグループの補助が認められないなどの問題点があります。
- ②現在、既存の団体は継続、維持を認められていますが、自立支援法に移行するまでの経過措置的な状態であるにも関わらず、同規模の移行先となる制度が確立していないという問題点があります。

③課題

- ①放課後連・東京では、都の「心身障害者（児）訓練事業」「地域デイグループ事業」の継続・発展を求める運動に取り組んでいます。9月には、都議会請願が「趣旨採択」されるなどの成果も得てきました。
- ②また、「趣旨採択」の結果、既存のグループは一般事業の「通所訓練事業」として継続することが認められていますが、自立支援法に移行するまでの経過措置という問題点があります。新規のグループは補助が認められないので問題点です。
- ③三鷹市においては、このような放課後活動を行う団体は「なかよし教室」しかありませ

んが、希望する子どもたちは、年々増え続けていて、すでに飽和状態です。その状態の「なかよし教室」は、三鷹市では、東の端で活動していて、西部に住んでいる子どもたちは遠路はるばる活動に参加している状態です。三鷹市の西部にも同規模の活動拠点をというのは、よく聞く話題ですが、このような状況下では、なかなか実行できない現状が課題です。

④今後の方向

①このような放課後活動は、相変わらず自立支援法にはなじまない現状です。多くの方々が運動している成果が結果となり、成長や発達には不可欠な、学齢期の子どもたちの貴重な時間も制度として保障され、安定し、安心して様々な事業を提供できるような制度に自立支援法が変わって行くことに期待します。そして、子どもたちはそれしかない制度にあてはめざるを得ないのではなく、それぞれの発達段階に応じたサービスを選択し、いろいろな経験をしながら成長できるような制度になるように願っています。



今年の夏休み 東京タワーにて

③調布市「ユーフォー」

1. 事業の概要

- ・事業実施主体：調布市教育委員会
- ・事業開始年度：平成12年度
- ・事業の位置づけ：放課後遊び場対策事業
- ・事業開始の背景：子どもの遊びの変化
- ・（集団から一人）、犯罪被害への不安の増大に対して、安全で安心な遊び場が必要となつた。
- ・設置場所：小学校敷地内（19年度は20校中11校で事業実施）
- ・児童登録状況：実施校全体で5,553名 平均登録率74.4%（19年度実績）
- ・児童延べ参加状況：実施校全体で88,609名（19年度実績）

2. 障害児の参加状況

- ・特別支援学級児童参加：11校中1校のみ参加
- ・障害児参加人数：22名中16名が登録し、毎日平均5～6名が参加
- ・校庭遊具、体育館などの施設や設備を休み時間と同じように使い、多くの子どもと関わりながら遊んでいる。

3. 障害児参加に対する対応

- ・参加に対する制限等：登録・参加に対する制限は特に設けていない。
- ・特別支援学級がないユーフォーよりスタッフを1名増員している。
- ・全員ではないが、登録時にスタッフと保護者で、話し合いを持っている。

4. 障害児にとってのメリット

- ・放課後の時間を活動的な遊びの時間として過ごすことができる。
- ・健常児と共に過ごすことで様々な遊び方を知り自由に遊ぶことができる。
- ・健常児と関わりながら過ごすことで、自然に互いを認め、理解が進んでいる。

5. 課題

- ・参加児童が多い場合、障害児に対応するスタッフの目が届かないことがあり、児童同士のトラブルや事故への対応が不十分となる。
- ・スタッフは、障害児に対応した専門の知識があるものを配置していない為、児童の特性に合わせた対応が不十分となる。現在は、年1・2回程度だが、配慮の必要な児童への対応として研修を行っている。
- ・保護者や学校から、障害のある児童の情報が、守秘義務等のことから共有が難しくパニック

クを起こした児童への対応などが適切に行われない。このことで、児童相互の関係を悪化させてしまったり、自信を失わせたりすることがある。

- パニックを起こした児童が複数いると、健常児の見守りが手薄になってしまう。
- 通常のユーフォーと比べて1名の加配を行っているが、参加人数の制限が無いことから、1日に8名以上の障害児の参加がありスタッフの対応が難しい。
- 「放課後の遊び場」ということから、ユーフォーに参加する児童の保護者には、緊急時には連絡がつくようお願いしているが、連絡のつかない保護者がいる。また、トラブル時にはスタッフが保護者に連絡をして来校を依頼するが、仕事から離れることができなかったり、学校から離れた場所に出かけていたりして、来校に時間がかかるてしまう。

6. まとめ

- 児童にとってユーフォーで過ごすことは日常をより豊かに過ごす可能性を広げている。
- 課題となっているスタッフの対応や保護者の対応、安全の確保については、個別の教育支援計画にユーフォーを加え、学校、家庭、ユーフォーの役割についてそれぞれが理解を進めることである程度の解決が見込めると思われる。



④板橋区における放課後・休日活動

1. 板橋区概要

板橋区は東京都23区の北西部に位置し、人口は約53万人。

障害者手帳所持者数（18歳未満）は、身体障害406人、知的障害692人。

2. 放課後および休日に利用できる主な制度や支援

①区立学童クラブ（放課後児童クラブ）			
放課後や長期休暇に、児童の保護と健全な育成をはかり、保護者の就労を支援する。			
57ヵ所。 要支援児童指定学童 クラブは13ヵ所。	対 象	定 員	利用日時
小1～3年生。障害児 は6年生まで。			
障害児は各クラブ3名。 要支援児童指定学童ク ラブは5名まで。			
月曜～金曜 9時30分～18時			
②日中一時支援			
日中施設で介護を行う。			
施設名	対 象	定員	利用日時
区立障がい児 放課後クラブ はすねっこ	障害のある小1～高校 3年生	10名	月曜～土曜 9時～18時
イクトス・マイム	特定なし	5名	月曜～日曜 9時～19時
こっとんはうす（豊島区）	知的障害児者	4名	月曜～日曜 8時～20時
よっちゃん家（豊島区）	特定なし	5名	月曜～日曜 時間指定なし
ドリームステイ（北区）	（主に）知的障害児者	3名	月曜～日曜 9時～18時
都立北療育医療センター (北区)	特定なし	空床 利用	平日 10時～19時
③児童デイサービス			
日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。			
施設名	対 象	定員	利用日時
YWCAシマウマクラブ	障害のある小1～6年	15名	土曜日 10時～13時

④緊急保護事業			
保護者や家族の病気など、一時的に介護できなくなった場合や、介護者の休養などにより利用できる。			
施設名	対象	定員	利用日時
区立赤塚福祉園・赤塚ホーム	特定なし	8名	定めなし
⑤その他			
居宅支援（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 保護者の就労等が条件。		
移動支援	外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際、移動を支援する。保護者の就労等が条件。		
心身障がい児余暇活動助成	保護者やボランティアを中心とした余暇サークル活動への助成。		
ファミリー・サポート・センター	保護者の仕事や通院などにより、学校への送迎や子どもを預けることができる。対象は9歳まで。		
いたばし福祉移動支援センター・すいっと	ひとりで電車・バスなどの公共交通機関を利用することができない人の外出を支援する。		
障がい者（児）水泳教室	基礎から学ぶ水泳教室。 介助者には介助方法を指導する。		
身体障がい者いこいの施設・ふれあい館	身体障害児者が対象。 娯楽室、機能回復訓練室、浴室を利用できる。		

3. 現状と課題

【小学生】

障がいの種別や程度にかかわらず、安心して過ごすことができる場所や移動の手段がある程度存在する。しかし、長期休暇については、学童クラブに通うことができる子ども以外は家庭で過ごすため、保護者の負担が大きい。

板橋区では平成20年度より、全児童放課後対策として「放課後子ども教室」が始まったが、今年度は校庭開放のみ。21年度からは、「学童クラブ」との併設型「あいキッズ事業」が始まる。5年間の計画により、地域に設置されていた「学童クラブ（57ヵ所）」は、全小学校内（53校）に移転する予定。

【中学、高校生】

放課後や長期休暇の居場所が少ないため、留守番をできない子どもの保護者は仕事を辞めざるを得なくなるか、もしくは危険と隣り合わせで留守番をさせている家庭が少なくない。

また、特別支援学校高等部では、原則として自主通学が可能な生徒に限り、部活動が行われている。

【課題】

以前に比べて余暇を過ごす場所や制度は増えつつあるが、どのサービスも定員や保護者の就労などの条件が厳しく、本人にあったものを選べるということは難しい。

⑤日野市放課後子どもプラン「ひのっち」

放課後児童クラブと放課後子ども教室を「子ども部子育て課」が一括して担当し、放課後子どもプランとして全児童に実施している。

1. 開設日時

平日（月曜～金曜日）13：30～17：00（長期休業中も開設）

2. 参加対象

市内在住の小学生が在籍している小学校で実施している「ひのっち」に参加（特別支援学級の子どもも）。特別支援学校小学部や私立小学校の子どもは居住する小学校で。

参加費は無料。あらかじめ登録が必要。

3. 活動内容

活動内容教室、体育館、校庭などで、遊んだり勉強したりして過ごす。週1～2回程度、地域の方の指導で、ものづくり、昔遊び、スポーツ等を実施。

4. 指導体制

一つのひのっちに「ひのっちパートナー」が4～5名と「学習アドバイザー」を必要に応じて配置。

5. 実施主体

日野市。担当部署は日野市子ども部子育て課で、放課後児童クラブと同一の部署。

放課後子ども教室のひのっちと放課後児童クラブの学童クラブが連携して子どもを受け入れている。

6. 学童クラブに登録している子どもがひのっちに参加する場合

学童クラブは児童館で実施しており、ひのっちの実施場所（小学校）と隣り合わせの場所である場合と、離れた場所にある場合がある。

いずれの場合でも、学童クラブに登録している子どもがひのっちに参加する場合は、学童クラブのルールに従い、学童クラブに連絡してからひのっちに参加する。

参加のパターンとしては、①学童クラブをお休みして、ひのっちに参加する。②学童クラブを早退して、ひのっちに参加する。③学童クラブの途中で、ひのっちに参加して、学童クラブに戻る。④直接ひのっちに参加してから、学童クラブに出席する。

⑥三春町 「まほらっこ」

福島県三春町は、東北の鎌倉と呼ばれるように城下町の歴史を偲ばせる街並みで、古くから親しい近所付き合いがある町だ。それでも一昔前の神社境内等での「縦割り子ども遊び集団」は少なくなり、現在は放課後子どもプランの活動に参加して子どもたちが育ち合っている。

小学生は誰でも、放課後子ども教室「まほらっこ」に参加できる。また、小3までは、放課後児童クラブ「わんぱくクラブ」にも参加できる。

1. まほらっこ教室（放課後子ども教室）

- ①活動日時；各小学校区によって異なるが、平日に週4－5日で、活動時間は14：00－16：00が多い。休日は8：30－18：00。
- ②活動場所；各小学校の空教室、体育館、校庭のほかにも、各地区の公民館、交流館、分館・運動場で実施している。休日は中央児童館、地区センターで実施している。
- ③活動内容；学習活動（宿題、図画工作等）、遊び・ゲーム、ビデオ鑑賞等
- ④指導体制；コーディネーター各1名（元校長先生等）、指導員各1名、安全管理員各4名。
安全管理員の登録者はこの約3倍おり、交代で体制を取っている。地域の方々は大変協力的である。また、各小学校区の参加人数や障害児の参加状況等によって、指導体制は柔軟に考えている。

2. わんぱくクラブ（放課後児童クラブ）

- 小3まで（事情で小4まで）の障害児を含め、保護者の就労や病気等で留守家庭となる子どもを下校後から17：00まで（申し出により18：00まで）受け入れ。
長期休業、土曜日は9：00から17：00（18：00）まで受け入れ。
- また、年齢を問わず児童館利用として誰でも受け入れ。
- 活動内容；多岐にわたって工夫し、年間計画で実施。ほかの市町村からの見学も多い。
 - ①遊び教室活動；折り紙教室、けんだま教室、竹馬教室、めんこ・ベーゴマ教室等
 - ②創作活動；玩具製作、敬老の日プレゼント製作、みこし・凧・リース・張子等製作
 - ③交流活動；敬老園訪問、中高生との交流（毎月）、お年寄りとのもちつき交流等
 - ④ボランティア活動；町内クリーン作戦、敬老園清掃等
 - ⑤自然体験活動；バードウォッキング、城山探検、夏冬の天体、春秋の草花等
 - ⑥その他；行事（鑑賞、スポーツ等）、クラブ（料理、折り紙、理科等）、シアターほか

3. 障害児の参加

「三春の子」として健常児同様当たり前に参加。小4まで「わんぱく」に登録していた子がその後「まほらっこ」に登録するケースも。

大阪府 吹田市

⑦吹田市 「太陽の広場」

放課後や長期休業日の小学校において、子ども達が安心して安全に過ごせる居場所となる環境を整え、子どもたちの自主的・創造的活動の支援を発展させるため、スタッフとして、地域の学校長（キャプテン）、学習アドバイザー、フレンドを配置している。

1. 「太陽の広場」の活動日、時間帯、場所

- (1) 活動日時 月曜日～金曜日の 午後1時～午後5時
長期休業日の 午前9時～午前12時
- (2) 活動場所 学校長が使用を認めた小学校の専有教室、運動場等

2. スタッフ

- (1) キャプテン（各1名） 指導監督、連絡調整
- (2) 学習アドバイザー、フレンド（各小学校に計12～17名）
学習アドバイザー；宿題等学習のアドバイス、学習スペースの整備
フレンド ；子どもの安全確保等子どもの見守り

3. 太陽の広場連絡会議

月に一度、学校・留守家庭児童育成室、スタッフが一同に会して、情報交換・話し合いをして連携を取っている。

4. 太陽の広場への登録率

各小学校区とも登録率は高く、90%を超えている所も少なくない。

5. 児童アンケートから

- (1) どんな活動をしていましたか
- 宿題をしたり、ゲームをしたりしています。
 - 仲の良い友達と遊んでいます。
 - サッカーをしています。
 - 一輪車やなわとびで遊んでいます。
 - けん玉やオセロや読書をしています。
- (2) どんな感想
- いろんな人と遊べる。
 - 図書室で本がたくさん読める。
 - 多くの人が勉強している。

⑧清瀬市放課後子ども教室

1. 趣 旨

清瀬市放課後子ども教室は、市立小学校において、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習や遊び等、の取組みを実施していくことにより、子どもたちが地域社会のなかで、心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を目的に実施する。

2. 対 象

清瀬市放課後子ども教室は、実施校を対象に事前に参加募集を行ない登録制とし、実施校の小学1年生から6年生の児童が対象となる。

3. 運 営

この事業は清瀬市子ども家庭部が中心となって、学校、学童クラブ、PTA等の地域全体の理解と協力を得て、事業の実施については、児童センターが行ない、放課後子ども教室の運営は、次により実施する。

- (1) 学ぶ意欲のある子どもたちに対し、学習機会を提供していくため、学習アドバイザー2名を配置する。学校での宿題や音読等を中心とした家庭学習の補助、遊びの指導等を実施する。
- (2) 放課後子ども教室は、学校の理解と協力のもとに、小学校施設（教室、校庭、体育館等）を活用して実施する。
- (3) 放課後子ども教室は、平日の学校の授業終了後の放課後を中心に実施する。

4. 活動内容等

放課後子ども教室は、次の活動を行なう。

- (1) 放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに学習活動等の提供。
- (3) 学習活動を通して子どもたちの社会性、自立性、創造性等の豊かな人間性の涵養。

5. 実施校

次の6校で実施する。

清瀬小学校（森のへや）	芝山小学校（柏ルーム）	第四小学校（第二会議室）
第七小学校（やまびこ）	第八小学校（会議室）	清明小学校（あさひルーム）

福島県 川俣町

⑨川俣町 「たのしい教室」

小学校や公民館の場所を活動の中心、居場所として設け、校庭、体育館、公民館等で子どもたちが勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流を行っています。

1. 「たのしい教室」の活動内容、参加児童、スタッフ

(1) 活動内容

宿題、自由学習、国際理解教室（英語）、書道、食育（おやつ作り）、
卓球、バドミントン、テニス、サッカー、ソフトボール、ドッヂボール
滑り台、鉄棒、鬼ごっこ、かくれんぼ
木工クラフト、折り紙
将棋、オセロ、カルタ
里山散歩、牧場散歩、虫取り、その他

(2) 参加申込児童数（全小学校区で実施）

全小学校（6校）児童数339名の内 参加申込児童数275名（55.7%）

(3) スタッフ

コーディネーター	合計6名（各1名）
安全管理員	合計59名
活動指導員	合計27名

2. 活動の日時

(1) 活動日 毎週 月曜日から金曜日の5日間
(長期休業中の活動はない)

(2) 活動時間 下校時から午後6時まで
(スクールバス利用の場合は、その時間に合わせて実施)

*長期休業中や土曜日は「わいわいクラブ」（学童クラブ）で活動

3. 費用 無料

ただし、「わいわいクラブ」は一日500円（月6,000円）

4. 障害児の参加

障害の有無にかかわらず参加申込をしている。現在、二つの小学校の「たのしい教室」に障害児が参加している。対応に当たって、相談員の先生にアドバイスを受けたり、県の研修会に出席したりしている。

「たのしい教室」の活動風景

